

道路占用料及び河川占用料の債権管理に係る一部事務の委託化について

現状の道路占用料及び河川占用料における債権管理業務について検討を行った結果を踏まえ、債権回収に係る一部業務を外部弁護士へ委託することとしました。これにより、各占用料における債権回収体制を強化し、債権管理のより一層の適正化を図っていきます。

お問い合わせ

総務部企画計理課調整担当

03-5320-5231（直通） 都庁内線 40-162